

4 教健第 1 2 1 号
令和 4 年 5 月 1 3 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和 4 年 5 月 1 5 日（日）をもって解除され、同月 1 6 日（月）から 3 1 日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

については、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間、学校における行動基準* “レベル 2” を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、下記のとおり授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、令和 4 年 4 月 8 日付け 4 教健第 2 9 号通知の内容を踏まえ、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いいたします。

* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>」P8

記

1 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間の対応

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。
- (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (5) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
- (6) 児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）」P22、45～47 参照

2 その他の対応

- (1) 生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
- (2) 感染が拡大している地域における検討事項
 - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
 - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
 - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）